

三浦市

新型インフルエンザ等対策行動計画

(素案)

令和8年 月

三浦市

はじめに	3
1 三浦市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的と改定概要	3
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方	4
第1章 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方	4
第2章 新型インフルエンザ等対策の目的等	5
第1節 対策の目的	5
第2節 対策実施上の留意点	5
第3節 対策推進のための役割分担	8
第3章 発生段階等の考え方と対策項目	11
第2部 新型インフルエンザ等対策と各対策項目の考え方及び取組	13
第1章 実施体制	13
第1節 準備期	13
第2節 初動期	14
第3節 対応期	17
第2章 情報共有・提供、リスクコミュニケーション	19
第1節 準備期	19
第2節 初動期	20
第3節 対応期	20
第3章 まん延防止	20
第1節 準備期	21
第2節 初動期	21
第4章 ワクチン	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	25
第3節 対応期	27

第5章 保健.....	30
第1節 対応期.....	30
第6章 物資.....	30
第1節 準備期.....	30
第7章 住民の生活および地域経済の安定の確保 .....	31
第1節 準備期.....	31
第2節 初動期.....	32
第3節 対応期.....	32

はじめに

## 1 三浦市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的と改定概要

### はじめに

#### 1 三浦市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的と改定概要

三浦市（以下「市」という。）では、2012年5月に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、2015年2月に「三浦市インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

2020年1月に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）<sup>1</sup>（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの世界的な大流行を受け、市民の生命、健康、生活を守るために、迅速なワクチン接種など、本計画の一部を準用して市民、医療従事者、国、神奈川県（以下「県」という。）関係機関と連携し、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合い、感染の波を乗り越えた。

国は、2023年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り課題を整理したところ、①平時の備えの不足、②変化する状況への柔軟かつ、機動的な対応、③情報発信が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。こうした社会を目指すためには、①感染症危機に対応できる平時からの体制作り、②市民生活及び地域経済活動への影響の軽減、③基本的人権の尊重の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、政府行動計画が全面改定され、神奈川県行動計画（以下「県行動計画」という。）も改定されたことを受け、新型コロナへの対応で積み重ねた知見や経験を踏まえ、新たな感染症による危機に対応できる体制を整備するため、市行動計画を改定するものである。

また、改定の概要としては、対象とする疾患を、新型インフルエンザや新型コロナ<sup>2</sup>だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症も想定したうえで、対策の項目を3期（準備期・初動期・対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

<sup>1</sup>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

<sup>2</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

## 第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方

### 第1章 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方

#### 1 根拠

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

#### 2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- (1) 新型インフルエンザ等感染症<sup>3</sup>
- (2) 指定感染症<sup>4</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症<sup>5</sup>（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

#### 3 計画の基本的な考え方

- (1) 市行動計画は、県行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示すものである。
- (2) 国、県、市、医療機関等、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が連携して推進されるようにする。
- (3) 新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うものとしている。県行動計画は、神奈川県に区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めるものとしている。市行動計画は、市の特性や、医療提供体制、受診行動の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせることで、新型インフルエンザ等への対策と合わせて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を市のみならず、関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

<sup>3</sup> 感染症法第6条第7項

<sup>4</sup> 感染症法第6条第8項

<sup>5</sup> 感染症法第6条第9項

#### 4 定期的なフォローアップと見直し

国は、定期的なフォローアップを通じた取り組みの改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしており、県の行動計画もそれに沿った対応としていくため、市の行動計画も、機動的に計画を検証し、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の目的等

### 第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国、県、そして本市への侵入も避けられないと考えられる。

新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。<sup>6</sup>

#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保するため、感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせるような対策を行う。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるように医療機関等と連携を図る。
- (3) 医療機関等と連携し、適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画等の作成実施などにより、医療の提供又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画又は業務計画に基づき、県等と連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととし、次の点に留意して実施する。

<sup>6</sup> 特措法第1条

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### (2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### (3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、県との連携による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### (4) 情報の有効活用と連携等のためのDXの推進

医療関連情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、医師会等との連携強化に努める。

### 2 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

#### (1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、市は県と連携し、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを活用する。

#### (2) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策への対応

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

#### (3) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(4) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。

特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。<sup>7</sup>

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者やその家族、医療機関等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意するなど、感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### 5 関係機関相互の連携協力の確保

三浦市新型インフルエンザ等対策本部<sup>8</sup>（以下「市対策本部」という）は、新型インフルエンザ等対策本部<sup>9</sup>（以下「政府対策本部」という。）、神奈川県新型インフルエ

<sup>7</sup> 特措法第5条

<sup>8</sup> 特措法第34条

<sup>9</sup> 特措法第15条

ンザ等対策本部<sup>10</sup>（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。<sup>11</sup>

## 6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

## 7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

## 8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が派生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等の実施に係る記録を作成し、保存する。

---

## 第3節 対策推進のための役割分担

### 1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>12</sup>。また、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>13</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>14</sup>。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフ

---

<sup>10</sup> 特措法第22条

<sup>11</sup> 特措法第36条第2項

<sup>12</sup> 特措法第3条第1項

<sup>13</sup> 特措法第3条第2項

<sup>14</sup> 特措法第3条第3項

ルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## 2 県、市

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。<sup>15</sup>

### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組において県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関等で構成される都道府県連携協議会（神奈川県において「神奈川県感染症対策協議会」をもってあてる。以下、同じ。）<sup>16</sup>等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

### 【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

## 3 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要と

<sup>15</sup> 特措法第3条第4項

<sup>16</sup> 感染症法第10条の2

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方  
第2章 新型インフルエンザ等対策の目的等

なる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び神奈川県感染症対策協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### 4 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>17</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### 5 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。<sup>18</sup>

#### 6 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>19</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### 7 個人

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>20</sup>

---

<sup>17</sup> 特措法第3条第5項

<sup>18</sup> 特措法第4条第3項

<sup>19</sup> 特措法第4条第1項及び第2項

<sup>20</sup> 特措法第4条第1項

### 第3章 発生段階等の考え方と対策項目

#### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化、市内の実情に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行う事ができるようにあらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

#### 2 各段階の概要

「市、県及び国の発生段階及び各段階の概要」

段階	区分	区分の説明	概要
準備期		発生前の段階	発生前の段階は「準備期」と位置付ける。 準備期では、国、県、市、指定（地方）公共機関等がそれぞれの役割分担に基づき、医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンの受け入れ、輸送体制の整備、市民に対する啓発や業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。
初動期	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、市対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	市対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネドミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

### 3 行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。（具体的な対策等については第2部の「各段階における対策」において記載する）

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 住民の生活および地域経済の安定の確保

## 第2部 新型インフルエンザ等対策と各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制<sup>21</sup>

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や県、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等の発生前の準備期から、発生後の対応期までの対策に係る措置を検討するための実施体制を図1に示す。

#### 第1節 準備期

##### 1-1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。市行動計画の作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>22</sup>。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成を行う。

##### 1-3 国及び県等との連携の強化

- ① 市は、県や国と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 市は、県や国と連携し新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

##### 1-4 市内関係機関及び庁内の情報共有

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医師会及び市内医療機関等と日頃から情報共有を行う。

<sup>21</sup> 特措法第8条第2項第1号及び第3号

<sup>22</sup> 特措法第8条第7項及び第8項

第2部 新型インフルエンザ等対策と各対策項目の考え方及び取組  
第1章 実施体制

- ② 市は、市内において感染症対策に関する情報や、訓練などを適宜情報共有し、感染症に対応する意識を持てるよう働きかける。

1-5 市対策会議の設置

市は、新型インフルエンザ等の新感染症の発生が予測され、市内において対策を講ずる必要がある場合には、必要に応じて副市長を座長とする「三浦市新型インフルエンザ等対策会議」（以下「市対策会議」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討する。

【市対策会議】

座長：副市長  
副座長：保健福祉部長  
構成員：関係各部課長等  
事務局：健康づくり課

---

第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

市は、国が政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて、市対策会議及び市対策本部を設置することを検討<sup>23</sup>し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

【市対策本部】

本部長：市長  
副本部長：副市長  
本部員：教育長、三浦消防署長、関係各部長  
事務局：防災危機対策室

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>24</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>25</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

2-3 市民生活等及び市政機能を維持するための主な役割と人員体制の確保

市は、市民生活等及び市政機能等を維持するため、表1「市政機能を維持するための参考資料」を参考に必要に応じて、各部課における感染症に関連する対応を行うとともに、強化、拡充すべき業務における、人員体制の調整が可能となるよう全庁的に対応を進める。

---

<sup>23</sup> 特措法第34条第1項 なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

<sup>24</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>25</sup> 特措法第70条の2第1項

第2部 新型インフルエンザ等対策と各対策項目の考え方及び取組  
第1章 実施体制

表1 「市政機能を維持するための参考資料」

部等	課等	主な役割（コロナ禍に対応した業務）
	会計課	・各部・各課共通
	市長室	・情報整理に関すること。
政策部	政策課	・情報提供・集約に関すること ・報道機関との調整及び報道発表に関すること
	財政課	・各部・各課共通
	デジタル課	・情報システムの管理及び運営に関すること
総務部	人事課	・市職員の応援調整に関すること ・市職員の感染予防、り患状況に関すること
	法制文書課	・各部・各課共通
	財産管理課	・手指消毒液の配布、設置 ・感染予防の亚克力板の設置 ・市庁舎の感染予防の掲示 ・車両の調達及び管理に関すること
		契約課
	税務課	・各部・各課共通
	防災危機対策室	・新型インフルエンザ等対策本部の設置、運営に関すること ・国、県、他自治体との連携に関すること ・在宅療養者の食料品、生活必需品の確保に関すること
市民部	市民協働課	・広報に関すること
	市民サービス課	・火葬の許可等に関すること
	文化スポーツ課	・スポーツ施設の感染予防、運営に関すること
	南下浦出張所	・各部・各課共通
	初声出張所	・各部・各課共通
	初声市民センター	・各部・各課共通
	図書館	・各部・各課共通
教育部	教育総務課	・各部・各課共通
	学校教育課	・小、中学校の感染予防に関すること ・小、中学校の感染状況の把握に関すること ・小、中学校の休校措置に関すること
		青少年教育課
	学校給食課	・各部・各課共通
経済部	もてなし課	・各部・各課共通。
	観光商工課	・市内事業者への支援金、給付金等に関すること
	農産課	・各部・各課共通
	海業水産課	・各部・各課共通

第2部 新型インフルエンザ等対策と各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

保健福祉部	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者福祉施設の感染予防に関する事</li> <li>・ 障害者福祉施設の感染状況の把握に関する事</li> <li>・ 障害者福祉施設の休業措置に関する事</li> <li>・ 所管施設の感染予防、運営に関する事</li> <li>・ 在宅の要配慮者支援に関する事</li> <li>・ 支援金、給付金等に関する事</li> </ul>
	子ども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園・幼稚園・学童の感染予防に関する事</li> <li>・ 保育園・幼稚園・学童の感染状況の把握に関する事</li> <li>・ 保育園・幼稚園・学童の休園措置に関する事</li> <li>・ 所管施設の感染予防、運営に関する事</li> <li>・ 支援金、給付金等に関する事</li> </ul>
	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内感染者数の把握</li> <li>・ 予防接種に関する事</li> <li>・ 市民の感染予防に関する周知に関する事</li> <li>・ 新型インフルエンザ等における健康相談に関する事</li> </ul>
	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に関する事務のうち、事務掌握に関する事。</li> </ul>
	高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険事業所、介護保険施設の感染状況の把握に関する事</li> <li>・ 在宅の高齢者等要配慮者支援に関する事</li> </ul>
三浦市立病院	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関としての役割に関する事</li> </ul>
	医事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関としての役割に関する事</li> </ul>
境部	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に関する事務のうち、事務掌握に関する事。</li> </ul>
	土木課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来遊者への路上駐車対策</li> </ul>
	環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に関する事務のうち、事務掌握に関する事。</li> </ul>
	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの収集に関する事</li> </ul>
	環境センター 清掃事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの処理に関する事</li> <li>・ ごみの収集に関する事</li> </ul>
道部 上下水	営業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道の維持に関する事</li> </ul>
	給水課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道の維持に関する事</li> </ul>
	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道の維持に関する事</li> </ul>
議会事務局	議会総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部・各課共通</li> </ul>
監査委員事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部・各課共通</li> </ul>
農業委員会事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部・各課共通</li> </ul>
選挙管理委員会事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部・各課共通</li> </ul>
各部・課共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の感染予防、運営に関する事</li> <li>・ 他部署の応援に関する事</li> </ul>

### 第3節 対応期

#### 3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1 職員の派遣・応援への対応

① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>26</sup>を要請する。

② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める<sup>27</sup>。

##### 3-1-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援<sup>28</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>29</sup>し、必要な対策を実施する。

#### 3-2 緊急事態措置の検討等について

##### 3-2-1 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合において、直ちに市対策本部設置する。<sup>30</sup>

市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

##### 3-2-2 三浦市新型インフルエンザ等対策本部会議

市は、市対策本部が設置された場合において、市対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策会議を招集する。

また、市対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他市の職員以外の者を市対策本部に出席させ、意見を求めることができる。

##### 3-2-3 三浦市新型インフルエンザ等対策本部専門部

新型インフルエンザ等が発生し、市対策本部が設置された場合において、市対策本部長は、必要があると認めるときは、市対策本部に専門部を置くことができる。

#### 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

##### 3-3-1 対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

<sup>26</sup> 特措法第26条の2第1項

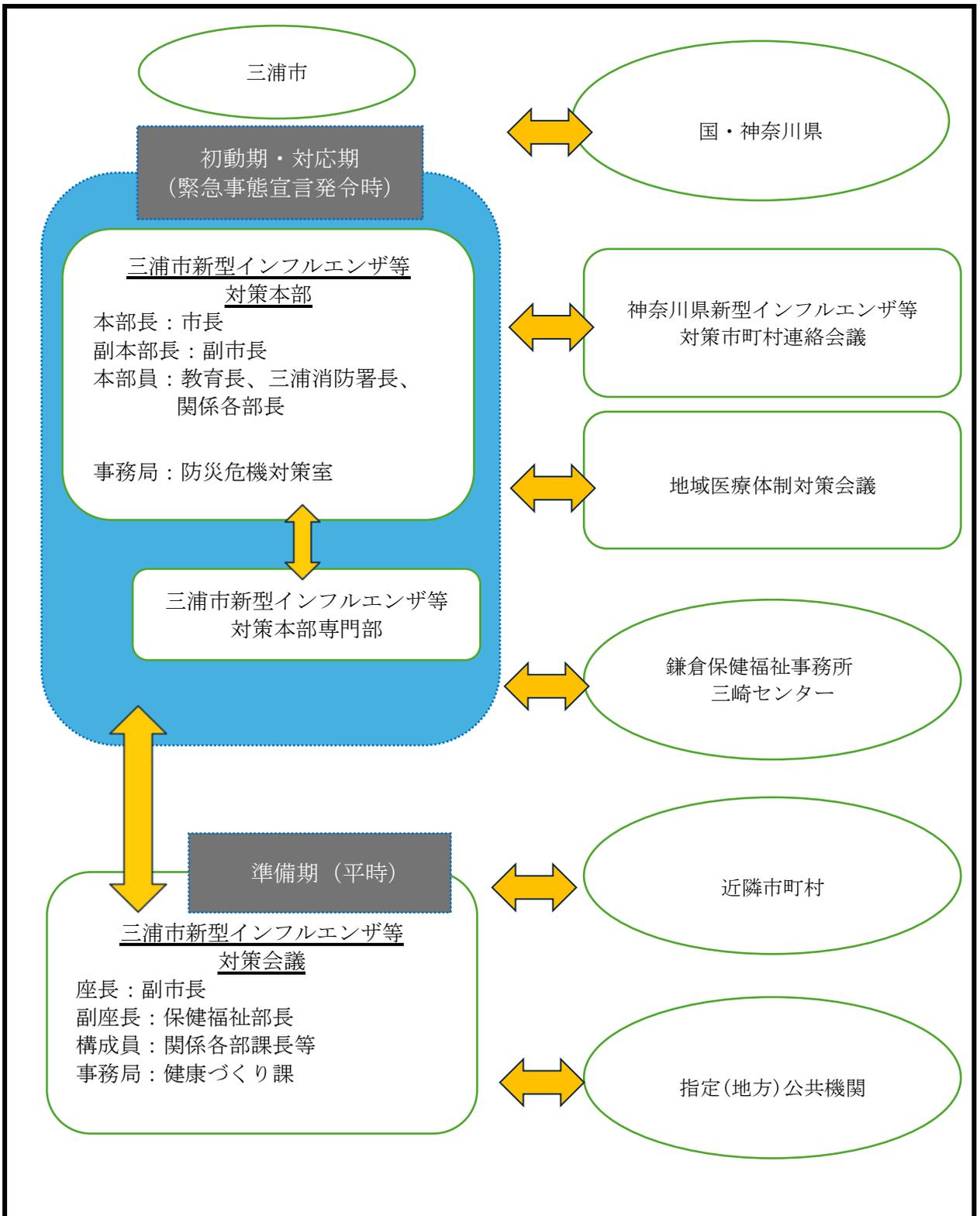
<sup>27</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>28</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>29</sup> 特措法第70条の2第1項。保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能

<sup>30</sup> 特措法第34条第1項なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

図1 「実施体制図」



## 第2章 情報共有・提供、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜（さくそう）しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を求めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、情報共有のための体制整備や取組を進める必要がある。

### 第1節 準備期

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### 1-1-1 市における情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考に準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も行う。

##### 1-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けるとされていることから、有事における円滑な連携のため、県が整備する情報提供・共有の体制を通して、当該情報連携における具体的な手順等を、あらかじめ確認しておく。

##### 1-1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を推進するとともに、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

---

## 第2節 初動期

### 2-1 情報提供・共有について

#### 2-1-1 市における情報提供・共有について

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有及びリスクコミュニケーションを行う。

#### 2-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

初動期に引き続き、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して、県の求めに応じて、情報を提供するとともに、県の発出する最新の情報を正確に把握する。

### 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

---

## 第3節 対応期

### 3-1 情報提供・共有について

#### 3-1-1 市における情報提供・共有について

初動期に引き続き、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

#### 3-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

初動期に引き続き、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して、県の求めに応じて、情報を提供するとともに、県の発出する最新の情報を正確に把握する。

### 3-2 基本的方針

#### 3-2-1 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

## 第3章 まん延防止<sup>31</sup>

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行う。

---

<sup>31</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

---

## 第1節 準備期

### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が整備する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

---

## 第2節 初動期

### 2-1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、まん延防止のための準備を行う。

---

## 第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市では、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、ワクチンの開発・生産はもとより、外国からの輸入等、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行う。市は接種に当たり、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

---

## 第1節 準備期

### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から政府行動計画の予防接種（ワクチン）に関するガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）で示されている「予防接種に必要な可能性のある資材に必要な資材の確保」を参考に、予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備をする。

### 1-2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、市内のワクチン配送事業所のシステムの事前登録を行うに当たり必要な協力を行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策と各対策項目の考え方及び取組  
第4章 ワクチン

このため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

1-3-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を想定しておくことが求められる。特に、登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

また市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう準備しておく。

- ② 特定接種の対象については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

[参考 特措法より]

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第三項及び第四項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第三十一条第三項において「特定接種」という。）及び第一項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

5 （省略）

1-3-3 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (ア) 市は、県及び国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>32</sup>。
- a 市は、住民接種については、県及び国の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。
- i 接種対象者数
  - ii 市の人員体制の確保
  - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - iv 接種場所の確保（医療機関、市体育館、学校等）及び運営方法の策定
  - v 接種に必要な資材等の確保
  - vi 国、県及び市間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
  - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部署、障害福祉部署と連携し、接種体制の検討を行う。

表2 「接種対象者の試算方法の考え方」

	住民接種対象者試算方法
総人口	人口統計（総人口）
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%
妊婦	母子健康手帳届出数
幼児	人口統計（1-6歳未満）
乳児	人口統計（1歳未満）
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2
小学生・中学生 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）
高齢者	人口統計（65歳以上）
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種、個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数の算定を行う。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図る。
- 個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に連携を行う。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施

<sup>32</sup> 予防接種法第6条第3項

第2部 新型インフルエンザ等対策と各対策項目の考え方及び取組  
第4章 ワクチン

する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつ、それぞれの場所で滞留が起これないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国の構築したシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4 情報提供・共有

1-4-1 住民への対応

平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の提供など、双方向的な取組を進める。

1-4-2 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

1-4-3 予防接種担当部署以外の分野との連携

市の予防接種担当部署は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び予防接種担当部署以外の分野、具体的には市の労働担当部署、介護保険担当部署、障害福祉担当部署等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市予防接種担当部署は、市教育委員会等との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-5 DXの推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 市は、接種勧奨を行う場合に、予防接種関係のシステムを活用して接種対象者通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

- ③ 市は、予防接種デジタル化に対する医療機関を市民が把握できるよう環境整備に取り組む。

---

## 第2節 初動期

### 2-1 接種体制

#### 2-1-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

#### 2-1-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

### 2-2 接種体制

#### 2-2-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は接種体制の構築に関わる事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう支援を行う。

#### 2-2-2 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種担当部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県保健福祉事務所、市の介護保険担当部署、障害保健福祉担当部署等が連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、市体育館など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険担当部署、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要となる。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数の算定を行う。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師、接種を担当する医師又は看護師、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等とすることや接種後の状態観察を担当する者をおくこと、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどの検討が必要となる。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらおう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。必要物品としては、政府ガイドラインで示されている「接種会場において必要と想定される物品」を参考に、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。
- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する必要がある。

- ⑩ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。
- ④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

#### 3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### 3-2-1 特定接種

###### 3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### 3-2-2 住民接種

###### 3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場に

第2部 新型インフルエンザ等対策と各対策項目の考え方及び取組  
第4章 ワクチン

において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討を行う。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当部署や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、市は、住民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市が行う接種勧奨については、接種対象者に対して電子的に周知する。電子機器の活用が困難な方に対しては、紙による周知等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等をホームページやSNSを活用して電子的に接種対象者に周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-3 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市の施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当部署等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4 接種記録の管理

市は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したワクチンの分配に係るシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。

第2部 新型インフルエンザ等対策と各対策項目の考え方及び取組  
第4章 ワクチン

- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国や県等が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
  - c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

## 第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

### 第1節 対応期

#### 1-1 主な対応業務の実施

##### 1-1-1 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、必要に応じ、県と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を県と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

## 第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握のために必要な体制を整備する。新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、必要に応じて感染症対策物資等の供給量の増加を図るための生産要請等を行うよう国に働きかけ、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

### 第1節 準備期

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>33</sup>。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>34</sup>。
- ② 市は、消防機関に対し、国及び県からの要請を受けて、最初の感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう要請する。

<sup>33</sup> 特措法第10条

<sup>34</sup> 特措法第11条

## 第7章 住民の生活および地域経済の安定の確保<sup>35</sup>

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、県及び市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、県及び市は、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

### 第1節 準備期

#### 1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内の関係部署での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>36</sup>。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>37</sup>。
- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国及び県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

#### 1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県の火葬体制を踏まえ、地域における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。

<sup>35</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ

<sup>36</sup> 特措法第10条

<sup>37</sup> 特措法第11条

---

## 第2節 初動期

### 2-1 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

---

## 第3節 対応期

### 3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### 3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、県からの要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>38</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

#### 3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民へ迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急

---

<sup>38</sup> 特措法第45条第2項

措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。<sup>39</sup>

### 3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努め、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と搬出された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保し、保存作業のために必要な人員を確保する。
- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

### 3-1-6 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態においても、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。<sup>40</sup>

### 3-2 事業継続に関する事業者への要請等

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

<sup>39</sup> 特措法第59条

<sup>40</sup> 特措法第52条